

6 諸 収 入		73,223	△2,587	70,636
	1 受 託 事 業 収 入	27,000	3,175	30,175
	2 雑 入	46,223	△5,762	40,461
7 県 債		905,000	△17,000	888,000
	1 県 債	905,000	△17,000	888,000
歳 入 合 計		9,416,026	745,979	10,162,005

歳出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 流域下水道事業費		千円 7,415,490	千円 748,370	千円 8,163,860
	1 流域下水道管理費	2,885,250	780,895	3,666,145
	2 流域下水道建設費	4,530,240	△32,525	4,497,715
2 公 債 費		2,000,536	△2,391	1,998,145
	1 公 債 費	2,000,536	△2,391	1,998,145
歳 出 合 計		9,416,026	745,979	10,162,005

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道事業費			千円 1,097,200
	2 流域下水道建設費		1,097,200
		流域下水道建設事業	1,097,200

平成17年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

平成17年度岩手県の港湾整備事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ371,196千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,276,457千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 使用料及び手数料		千円 194,609	千円 △22,998	千円 171,611

	1 使 用 料	194,609	△22,998	171,611
3 繰 入 金		1,780,431	△12,694	1,767,737
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,780,431	△12,694	1,767,737
4 繰 越 金		1	6,303	6,304
	1 繰 越 金	1	6,303	6,304
5 諸 収 入		1	23,193	23,194
	1 雑 入	1	23,193	23,194
6 県 債		1,335,000	△365,000	970,000
	1 県 債	1,335,000	△365,000	970,000
歳 入 合 計		3,647,653	△371,196	3,276,457

歳出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 事 業 費		千円 1,721,258	千円 △358,079	千円 1,363,179
	1 港 湾 施 設 整 備 費	1,471,258	△358,129	1,113,129
	2 工 業 用 地 造 成 費	250,000	50	250,050
2 公 債 費		1,926,395	△13,117	1,913,278
	1 公 債 費	1,926,395	△13,117	1,913,278
歳 出 合 計		3,647,653	△371,196	3,276,457

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 事 業 費			千円 172,020
	1 港 湾 施 設 整 備 費		172,020
		港湾施設整備事業	172,020

平成17年度岩手県県民ゴルフ場事業特別会計補正予算(第1号)

平成17年度岩手県の県民ゴルフ場事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,705千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,117千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 使用料及び手数料		千円 39,555	千円 △5,124	千円 34,431
	1 使用料	39,555	△5,124	34,431
2 繰入金		4,265	2,748	7,013
	1 一般会計繰入金	4,265	2,748	7,013
3 繰越金		1	623	624
	1 繰越金	1	623	624
4 諸収入		1	48	49
	1 雑収入	1	48	49
歳入合計		43,822	△1,705	42,117

歳出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 県民ゴルフ場事業費		千円 43,822	千円 △1,705	千円 42,117
	1 県民ゴルフ場管理費	43,822	△1,705	42,117
歳出合計		43,822	△1,705	42,117

平成17年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成17年度岩手県立病院等事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成17年度岩手県立病院等事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

区 分	事 項	業 務 の 予 定 量			備 考
		補 正 前	補 正	補 正 後	
1 収益的収入及び支出	1 病床数	6,151床	△30床	6,121床	
	2 年間延患者数				
	(1) 入院患者数	1,785,000人	△34,000人	1,751,000人	
	(2) 外来患者数	3,283,000人	△115,000人	3,168,000人	
	3 一日平均患者数				
	(1) 入院患者数	4,892人	△94人	4,798人	
(2) 外来患者数	13,455人	△471人	12,984人		

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既 決 予 定 額）	（補 正 予 定 額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	95,853,837千円	1,743,631千円	97,597,468千円
第1項 医業収益	83,449,672千円	1,465,522千円	84,915,194千円
第2項 医業外収益	12,404,165千円	224,009千円	12,628,174千円
第3項 特別利益		54,100千円	54,100千円
支 出			

第1款 病院事業費用	96,007,998千円	1,230,610千円	97,238,608千円
第1項 医業費用	90,950,199千円	1,134,377千円	92,084,576千円
第2項 医業外費用	4,940,360千円	15,637千円	4,955,997千円
第3項 特別損失	112,439千円	80,596千円	193,035千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「4,962,089千円」を「5,354,687千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	27,868,996千円	△3,254,807千円	24,614,189千円
第1項 企業債	23,052,000千円	△3,304,000千円	19,748,000千円
第2項 出資金	1,006千円	5,574千円	6,580千円
第3項 負担金	4,815,990千円	△195,973千円	4,620,017千円
第4項 固定資産売却代金		28,871千円	28,871千円
第5項 補助金		199,634千円	199,634千円
第6項 投資償還収入		11,087千円	11,087千円
支 出			
第1款 資本的支出	32,831,085千円	△2,862,209千円	29,968,876千円
第1項 建設改良費	23,143,584千円	△3,115,915千円	20,027,669千円
第3項 投資	334,966千円	△84,186千円	250,780千円
第4項 開発費	946,996千円	△58,044千円	888,952千円
第5項 退職給与金		395,936千円	395,936千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条中「532,717千円」を「773,256千円」に、「409,267千円」を「1,437,639千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
(1) 職員給与費	52,764,270千円	206,021千円	52,970,291千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第9条中「24,177,602千円」を「25,338,971千円」に改める。

平成17年度岩手県電気事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成17年度岩手県電気事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成17年度岩手県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

年間販売目標電力量

(発電所名)	(補 正 前)	(補 正)	(補 正 後)
胆沢第二発電所	29,916,000キロワットアワー	3,848,000キロワットアワー	33,764,000キロワットアワー
岩洞発電所	176,886,000キロワットアワー	△23,093,000キロワットアワー	153,793,000キロワットアワー
仙人発電所	133,406,000キロワットアワー	△1,525,000キロワットアワー	131,881,000キロワットアワー
四十四田発電所	68,085,000キロワットアワー	3,286,000キロワットアワー	71,371,000キロワットアワー
御所発電所	56,895,000キロワットアワー	△1,057,000キロワットアワー	55,838,000キロワットアワー
滝発電所	2,225,000キロワットアワー	226,000キロワットアワー	2,451,000キロワットアワー
北ノ又発電所	39,983,000キロワットアワー	△2,415,000キロワットアワー	37,568,000キロワットアワー
入畑発電所	9,007,000キロワットアワー	971,000キロワットアワー	9,978,000キロワットアワー
松川発電所	19,100,000キロワットアワー	1,443,000キロワットアワー	20,543,000キロワットアワー
早池峰発電所	7,085,000キロワットアワー	70,000キロワットアワー	7,155,000キロワットアワー
稲庭高原風力発電所	5,482,000キロワットアワー	△1,583,000キロワットアワー	3,899,000キロワットアワー
柏台発電所	11,936,000キロワットアワー	△1,043,000キロワットアワー	10,893,000キロワットアワー
計	560,006,000キロワットアワー	△20,872,000キロワットアワー	539,134,000キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
収 入			
第1款 電気事業収益	5,125,170千円	△34,761千円	5,090,409千円

第1項 営業収益	4,427,567千円	△32,466千円	4,395,101千円
第2項 財務収益	145,569千円	△787千円	144,782千円
第3項 附帯事業収益	206,291千円	△21,569千円	184,722千円
第4項 事業外収益	62,793千円	20,061千円	82,854千円
支 出			
第1款 電気事業費用	4,242,521千円	△52,212千円	4,190,309千円
第1項 営業費用	3,600,739千円	△73,103千円	3,527,636千円
第2項 財務費用	338,937千円	△450千円	338,487千円
第3項 附帯事業費用	183,173千円	8,330千円	191,503千円
第4項 事業外費用	114,672千円	13,011千円	127,683千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「1,001,000千円」を「1,000,200千円」に、「3,095,391千円」を「2,975,516千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,774,826千円、当年度分損益勘定留保資金202,398千円」を「過年度分損益勘定留保資金2,388,156千円」に、「52,203千円」を「535,204千円」に、「17,339千円」を「8,735千円」に、「48,625千円」を「43,421千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2,572,592千円	395千円	2,572,987千円
第1項 補助金	11,700千円	△813千円	10,887千円
第2項 負担金	3,155千円	1,093千円	4,248千円
第4項 固定資産売却代金	1,417,009千円	115千円	1,417,124千円
支 出			
第1款 資本的支出	5,668,983千円	△120,280千円	5,548,703千円
第1項 改良費	958,470千円	△101,312千円	857,158千円
第2項 電源開発費	60,851千円	△6,802千円	54,049千円
第4項 長期貸付金	3,025,674千円	△11,366千円	3,014,308千円
第5項 投資	1,001,000千円	△800千円	1,000,200千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
(1) 職員給与費	1,197,986千円	△37,383千円	1,160,603千円
(2) 交際費	435千円	△260千円	175千円

(利益剰余金の処分)

第6条 当年度利益剰余金のうち300,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金

平成17年度岩手県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成17年度岩手県工業用水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成17年度岩手県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(補 正 前)	(補 正)	(補 正 後)
年間総給水量	15,289,850立方メートル	113,986立方メートル	15,403,836立方メートル
一日平均給水量	41,890立方メートル	312立方メートル	42,202立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	1,065,355千円	10,850千円	1,076,205千円
第1項 営業収益	1,065,175千円	10,468千円	1,075,643千円
第2項 事業外収益	180千円	381千円	561千円
第3項 財務収益		1千円	1千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	1,054,987千円	△5,239千円	1,049,748千円
第1項 営業費用	761,648千円	△3,816千円	757,832千円

第2項 財務費用	258,872千円	△4,279千円	254,593千円
第3項 事業外費用 (資本的収入及び支出)	33,967千円	2,856千円	36,823千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「318,742千円」を「356,025千円」に、「316,222千円」を「329,712千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,520千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,132千円、過年度分損益勘定留保資金24,181千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	463,347千円	△44,732千円	418,615千円
第1項 企業債	212,000千円	△22,000千円	190,000千円
第2項 出 資 金	125,673千円	△11,366千円	114,307千円
第3項 他会計からの長期借入金	125,674千円	△11,366千円	114,308千円
支 出			
第1款 資本的支出	782,089千円	△7,449千円	774,640千円
第1項 改 良 費	52,908千円	△8,134千円	44,774千円
第2項 企業債償還金	537,035千円	685千円	537,720千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	95,800千円	6,321千円	102,121千円

岩手県報 号 外 発行日 毎週火・金曜日(これらの日が休日に当たるときは、その翌日)

平成18年3月14日 印刷

平成18年3月14日 発行 購読料 1箇月 3,400円(送料共)

発 行 人 岩 手 県 印 刷 者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社